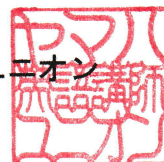


新型コロナウイルス感染症による休業補償に関する緊急要求書

株式会社ヤマハミュージックジャパン
代表取締役社長 押木 正人 殿

2020年3月27日

ヤマハ英語講師ユニオン



今回の「新型コロナウイルス」感染拡大に伴い、私たち講師はヤマハミュージックジャパンの休業方針に従い、要請どおり指示のあった期間、レッスンを休講にし、いつでも再開できるよう準備をしてきました。また、レッスン休講の長期化に伴う講師の収入減に対して、支援を実施する(3月12日)と公表されましたので、誠意ある内容が発表されるものと待っておりました。

しかし、昨日、「支援」は「見舞金」と名称が変わり、報酬月額額の20%と発表されました。生活賃金である月額報酬が20%では生活できません。休業待機期間中も特約店対応、生徒保護者対応、レッスンプランの練り直しなど、講師各々業務を行っております。

現在、私たちは委任契約とはいえ、働き方の実態は労働者です。労働基準法26条においても、月額報酬の60%が支給されます。

これでは2021年度に雇用制度の導入を控えて、2020年度は移行期間として了承し、現契約書(委任契約書)を提出するとしていましたが(既に会社を信頼して契約書を提出した講師もいます)、誠意ある回答がいただけるまで提出は留保せざるをえません。

全員が気持ちよく新年度業務に専念できるよう、早急に文書での回答を求めます。

1. 今回の講師支援策について強く抗議し、報酬月額60%以上の支給を要求します。

以上